

外出も安心!

尼崎市認知症高齢者等 個人賠償責任保険



◎尼崎市 認知症高齢者等個人賠償責任保険ってなーに？

認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償するというものです。

加入要件は？

尼崎市に住民票がある方で、以下の3つの条件をすべて満たす方は保険にご加入いただけます。

- ①尼崎市認知症みんなで支えるSOSネットワーク」の登録者
- ②在宅生活者
- ③日常生活に支障をきたすような認知症状等が一定見られ、自身が外出可能な方（※）

※介護保険における認定調査票または主治医意見書から「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はM」かつ「障害高齢者の日常生活自立度が自立、J、A又はB」と確認できる方

★ 加入要件を満たしているかご不明の場合は、市の担当課やお住まいの地域を担当する地域包括支援センターにご相談ください。確認の上、後日ご連絡いたします。

被保険者は？

本人（＝加入要件を満たす認知症の方）
配偶者・生計を共にする同居親族 など

費用は無料！

保険料は市が負担
※市が保険契約者となります。

保険金額は？

上限 **1億円**

お問合せ

尼崎市 健康福祉局 福祉部 包括支援担当(課)
Tel: 06-6489-6356 Fax: 06-6489-6528
E-Mail: ama-koureikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp

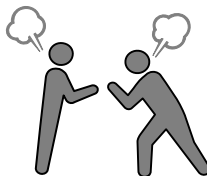
主な事故例

保険の対象となるご本人やそのご家族等が、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりしたこと等により、法律上の賠償責任を負う場合、1事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。

誤って他人の自転車を壊してしまいました。



レストランで食事中に、誤って椅子を汚してしまいました。



漏水事故を発生させ、階下の建物や家財に損害を与えてしまいました。



Q&A

Q1：尼崎市「認知症みんなで支えるSOSネットワーク」って何ですか？

認知症などにより行方不明になる心配のある方が、事前に本人の特徴や連絡先、写真などを登録しておく制度です。行方不明時、事前登録していた情報をもとに、市役所から協力機関へ発見協力依頼を行います。

Q2：「在宅生活者」とは具体的にはどのような基準ですか？

以下の施設で生活している方は、「施設入所者」として保険に加入できません。

- ①介護保険サービスにおける施設サービスを利用する者及び居住系サービスを利用する者
 - ・施設サービス = 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設
 - ・居住系サービス=認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等の一部)
 - ②病院・診療所または社会福祉施設等にて長期に入院・入所しているなど①に準ずる方
- ご自身の生活している施設が上記に該当するか否かご不明な場合、施設の職員の方にご確認ください。

事故が起こった場合は、まずコールセンターにお電話ください。
(お手元に加入者証をご用意し、証券番号・ご本人のお名前をお伝えください)

三井住友海上事故受付センター
フリーダイヤル（24時間365日受付）
0120-258-189